

令和2年度（平成31年度分）

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査 結 果 報 告

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

令和3年2月

荏 田 町 監 査 委 員

目 次

I 定期監査

第1	監査の基本方針	2
第2	監査の方法	2
1	監査等の着眼点[荏田町監査基準第2条]	2
2	監査の重点項目	2
3	監査の対象機関及び実施期間等	2
第3	監査の結果の概要	3
第4	各重点項目の監査結果	3
1	工事請負契約事務の妥当性について	3
(1)	監査の対象	3
(2)	監査の視点	3
(3)	監査手続について	3
(4)	工事請負契約事務に係る監査結果	4
(5)	監査の意見	4
2	補助金等の支出の妥当性	5
(1)	監査の対象	5
(2)	監査の視点	6
(3)	監査手続について	6
(4)	補助金等支出に係る監査結果	7
(5)	監査の意見	8
3	町税の賦課徴収事務の妥当性	9
(1)	監査の概要	9
(2)	監査の意見	9
4	従前の指摘事項等の取組・改善状況	9
(1)	指摘事項に対する措置の状況	9
(2)	監査の意見	10

II 財政援助団体等監査

第1	監査の基本方針	11
第2	監査の方法	11
1	監査等の着眼点[荏田町監査基準第2条]	11
2	監査の重点項目	11
3	監査の対象機関及び実施期間等	11
第3	監査の結果の概要	12
第4	各重点項目の監査結果	12
1	財政援助団体	12
(1)	監査の対象	12
(2)	監査の結果及び意見	12
2	指定管理者	12
(1)	監査の対象	12
(2)	監査の結果及び意見	12

I 定期監査

第1 監査の基本方針

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成31年度に執行された事務事業について「苅田町監査基準」及び「実施要領」によりリスクの高い事務事業を重点項目と定めて監査を実施した。

第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また、定期監査における着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

1 監査等の着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか
- ③ 組織・運営の合理化に努めているか

2 監査の重点項目

- ① 工事請負契約事務の妥当性
- ② 補助金等の支出の妥当性
- ③ 町税の賦課徴収事務の妥当性
- ④ 従前の指摘事項等の取組・改善状況

3 監査の対象機関及び実施期間等

①実施期間 令和2年12月23日～令和3年2月1日

②ヒアリング日程及び対象機関

ヒアリング日程		対象機関
1月15日	午前	総務課 交通商工課 防災・地域振興課 農政課
	午後	子育て・健康課 地域福祉課 環境保全課 上下水道課
1月18日	午前	生涯学習課 教育総務課 都市計画課
	午後	施設建設課 財政課 税務課 総合行政委員会事務局
1月19日	工事監査 教育総務課 都市計画課	

第3 監査の結果の概要

重点項目の4項目について、それぞれ関係書類の提出を求め監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたことから、各重点項目監査の所見を踏まえて、今後より一層、適切な事務の執行に務められたい。

第4 各重点項目の監査結果

1 工事請負契約事務の妥当性について

(1) 監査の対象

工事請負契約事務の監査について、平成31年度実施工事から3件を抽出し、起工から工事代金の支払完了までの手続きや執行状況を検証した。

《施設建設課》 町道金林1号線道路改良工事

《都市計画課》 城南団地17棟外壁改修工事

《教育総務課》 新津中学校木工・金工棟床改修工事

《財政課》 各工事に係る入札・契約・検査事務

(2) 監査の視点

工事請負契約事務の監査は、リスク識別、内部統制制度の整備状況及び運用状況等を確認するとともに、工事が関係法令や規程等に基づいて適正に執行されているかについて検証を行った。

(3) 監査手続について

荇田町監査基準*1においては、監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとされており、実施基準では、内部統制が導入及び実施されていない団体は、町長に代わって監査委員が、想定されるリスクを基にした内部統制制度の整備状況及び運用状況について情報を収集する必要がある、文書化した業務のマニュアル等関連文書の閲覧、ルールに即して業務が行われているか等内部統制に関係する適切な担当者の質問及び運用状況を検討することが考えられるとされている。

このため、工事請負契約事務の監査では、監査の視点や荇田町監査基準に基づいて、各事務フローから想定されるリスクについて「業務の基準は何か」「ルールに則して業務が行われたのか」等の聴取を行い、内部統制の整備状況や運用状況の検討を行った。また、これらの事務フローを検証する中で、工事が関係法令や規程、マニュアル等に基づいて適正に執行されているかについて検証するとともに施工状況等を確認するため2か所の現地視察を行った。

*1 荇田町監査基準

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象リスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討したうえで、監査等を実施するものとする

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し適切に監査等を行うものとする。

(4) 工事請負契約事務に係る監査結果

工事の内容や積算、入札、進捗管理、検査等の事務フローにおける業務は法令や基準、要綱等に基づいて概ね適正に執行されていたが、次の通り、指摘事項があった。

工事名	指摘内容
新津中学校木工・金工棟床改修工事	契約変更による増加額が 38%となっており、工事設計契約変更事務取扱要綱*2で定めている上限 30%を超過している。契約変更とならないよう適切な設計に努められたい。
城南団地 17 棟外壁改修工事	契約変更による増加額が 332 万 64 百円、16%となっている。契約変更とならないよう適切な設計に努められたい。

*2 工事設計契約変更事務取扱要綱

第2条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず原設計を変更する必要がある場合とする。

- (1) 契約後に生じた外的条件によるもの
 - ア 自然現象その他不可抗力による場合
 - イ 他の事業及び施工条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
- (2) 契約時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ない場合
- (3) 予算処理に基づくもの
- (4) 認可条件等の処理に伴うもの

第3条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。
ただし、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合

(5) 監査の意見

工事請負契約事務の監査の結果、法令等に基づいて概ね適正に事業実施されていると認められたが、次の点に留意して事業を執行していただきたい。

- 変更契約に係る基準として「工事設計契約変更事務取扱要綱」が定められており、契約変更ができるのは、やむを得ない必要がある場合に限られ、また、増加額は原則当初契約の 30%以内と定められている。工事施工に伴い様々な不測の事態が発生することは理解できるが、安易に契約変更することがないように適切な設計や積算に努めていただきたい。特に増加額が要綱の上限 30%を超過するような場合については、財政課とも契約変更の必要性等について十分協議されるよう努めていただきたい。
- 本町の施設の多くは老朽化しており、今後改修等のための多額な経費が発生することが見込まれますので、計画的な施設の更新・改修・廃止に努めていただきたい。

2 補助金等の支出の妥当性

(1) 監査の対象

補助金等の監査については、第4次苅田町総合計画に係る事務事業評価の対象となった事業等から、次の補助金等を抽出し、執行状況を検証した。

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 《総務課》 | ・ 人権・同和団体助成事業 |
| 《防災・地域振興課》 | ・ 高齢者先進安全自動車購入補助事業 |
| | ・ 防犯灯設置費等補助事業 |
| | ・ 苅田町自主防災組織補助金事業 |
| | ・ ブロック塀等撤去促進事業 |
| | ・ 地域集会所施設整備補助事業 |
| | ・ 「エコデンレース in 苅田」実行委員会補助金事業 |
| 《地域福祉課》 | ・ 苅田町老人クラブ連合会補助金事業 |
| | ・ 苅田町シルバー人材センター運営費補助金事業 |
| | ・ 地域ふれあい支えあい事業 |
| | ・ 社会福祉協議会運営費助成事業 |
| 《子育て・健康課》 | ・ 少子化対策保育料補助事業 |
| | ・ 少子化対策幼稚園就園奨励費補助事業 |
| | ・ 子育て支援サービス(一時保育)事業 |
| | ・ 幼稚園就園奨励費補助事業 |
| | ・ 子育て支援センター事業 |
| | ・ 私立保育園障害児保育補助事業 |
| | ・ 保育士処遇改善事業 |
| | ・ 食生活改善推進事業 |
| | ・ 任意予防接種事業 |
| 《環境保全課》 | ・ 資源物回収助成事業 |
| 《交通商工課》 | ・ 商工会議所補助金事業 |
| | ・ 等覚寺地区計画保全協議会助成事業 |
| | ・ 観光協会助成事業 |
| | ・ イルミネーション実行委員会助成事業 |
| | ・ かんだ港まつり実行委員会助成事業 |
| 《農政課》 | ・ 農業公社運営支援事業 |
| | ・ カキ販売拡大支援事業 |
| 《上下水道課》 | ・ 合併処理浄化槽設置整備事業 |
| 《教育総務課》 | ・ 青少年国際交流事業 |
| | ・ 家賃助成事業 |
| | ・ 部活動助成事業 |
| 《生涯学習課》 | ・ 苅田町子ども会育成連合会補助金事業 |
| | ・ 苅田町育成町民会議補助金事業 |
| | ・ 町民ふれあいマラソン大会助成事業 |
| | ・ 苅田町体育協会助成事業 |
| | ・ 苅田町文化協会補助金事業 |
| | ・ 苅田町民文化祭補助金事業 |
| | ・ 苅田山笠保存振興会補助金事業 |
| 《総合行政委員会》 | ・ 京都郡公平委員会事務事業 |

(2) 監査の視点

補助金等の監査については、次の視点で検証を行った。

- 1) 補助金等の目的に公益性があるか。
- 2) 補助金等の支出額は正確で、妥当なものであるか。
- 3) 補助金等交付事業に効率性、有効性があるか。

(3) 監査手続について

補助金等の監査手続は、監査の視点に基づき以下のとおり行った。

1) 補助金等の目的に公益性があるか

地方公共団体の補助については、地方自治法第 232 条の 2（*3）を根拠とし、公益上必要であると認める場合に交付する経費である。また、荻田町補助金交付規則第 23 条（*4）では、補助金の目的や補助対象となる事業等を補助金交付要綱において定めるとしている。

このため監査では、提出された交付要綱等をチェックし、これらの内容が適切に定められ、補助金等の目的に公益性があり妥当性があるかを検証した。さらには事務事業評価シートに記載された政策目標、事業目的、事業理由を確認することで、補助金等に社会経済情勢や住民ニーズに的確に対応し、客観的な公益性があるかを併せて検証した。

具体的な検討事項は次のとおりである。

- ① 交付要綱等が整備されているか
- ② 交付要綱等に交付の目的が明文化されているか
- ③ 交付要綱等に補助金等の対象事業や条件、額、手続き等が適切に定められており、かつ妥当なものであるか
- ④ 事業目的が町の政策目標に合致し妥当であるか、また行政の関与が必要であるか
- ⑤ 交付先の選定は公平であるか

*3 地方自治法第 232 条の 2

地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附又は補助をすることができる

（参考）「逐条地方自治法解説」

「公益上必要がある」か否かは、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない、慎重にその必要性及び効果等について検討を要する。

*4 荻田町補助金交付規則第 23 条

町長は、個別の補助金に関し、補助金の名称及び目的、補助対象となる事業、補助の条件、補助金の額、補助金の交付に係る手続（この規則に定めるものを除く。）等について規定するため、要綱を定めるものとする。

2) 補助金等の支出は正確で、妥当なものであるか

荻田町補助金交付規則第 13 条（*5）では、補助事業者は、事業を完了後に実績報告書等の提出義務があり、町は実績報告書を審査し適当と認めたときに補助金の額を確定するとしている。このため、事務事業評価シートと併せて実績報告書及び関係書類をチェックし、補助対象経費や積算根拠等が適正で、補助金額が正確なものであるかを検証した。

具体的な検討事項は次のとおりである。

- ① 実績報告書、関係書類等が提出されているか
- ② 交付対象経費、積算根拠、使途等は交付要綱等に準じ適切であるか
- ③ 他団体と比較して均衡を欠いていないか。
- ④ 同額を毎年度補助している場合は、適正であるか

＊5 荏田町補助金交付規則第 13 条

補助事業者は、補助事業が完了したときは、荏田町補助金実績報告に次に掲げる書類を添えて、町長に対しその定める期日までに提出しなければならない。補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事に係る完了届及び完成写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

3) 補助金等交付事業に効率性、有効性はあるか

補助金等交付については、毎年度、事務事業評価によって具体的かつ客観的な数値目標を設定し、その達成状況から効率性や有効性等の評価を行っており、評価結果に基づいて科学的に事務事業の見直しを行っていくこととされている。

このため、補助金交付に係る事務事業評価書の活動指標や成果指標の実績値によって費用対効果や期待された効果を発揮されたか否かを確認するとともに、補助事業等の廃止、見直し、継続といった今後の方針が評価結果に基づき合理的に判断されているかを検証した。

具体的な検討事項は次のとおりである。

- ① 事務事業評価シートで設定した指標は適切か。
- ② 効率的、効果的（成果が発揮されている）であるか
- ③ 補助金等の評価（今後の方針）は合理的で妥当か

(4) 補助金等支出に係る監査結果

1) 補助金の目的等

全ての補助金交付事業で補助金交付要綱が定められており、目的も概ね妥当なものであったが、次の通り指摘事項があった。

補助事業名	指摘内容
かんだ港まつり実行委員会助成事業	補助金交付要綱に補助金の目的が記載されていない。
少子化対策保育料補助事業	補助金交付要綱に補助金の目的が記載されていない。
子育て支援サービス（一時保育）事業	補助金交付要綱に補助金の目的が記載されていない。

2) 補助金の支出等

全ての補助金等交付事業で実績報告書が提出されており、金額等の内容は概ね適正なものであったが、次の通り指摘事項があった。

補助事業名	指摘内容
等覚寺地区景観保全協議会助成事業	実績報告書の収支決算書の記載に誤記があった。
かんだ港まつり実行委員会助成事業	実績報告書の提出が事業完了後 30 日を超過していた。
子育て支援センター事業	実績報告書の補助金充当額に誤りがあった。
地域ふれあい支え合い事業	補助金申請書や実績報告書に記載された事業名称が誤っていた。
荇田町青少年育成町民会議補助金事業	実績報告書の収支決算書の支出項目の金額と団体の決算報告の金額に相違があった。

3) 効率性・有効性について

事務事業評価シートに基づいて検証した結果、概ね効率性や有効性が判断でき妥当なものであったが、次の通り指摘事項があった。

補助事業名	指摘内容
等覚寺地区景観保全協議会助成事業	成果（アウトカム）の活動の結果と成果指標の内容が異なっているので、統一すべきである。
荇田山笠保存振興会補助金事業	補助金交付による成果が測れる成果指標に改めるべきである。
荇田町青少年育成町民会議補助金事業	補助金交付による成果が測れる成果指標に改めるべきである。

(5) 監査の意見

補助金等に係る事務の監査の結果、概ね適正に事業実施されていると認められたが、次の点に留意して事務を執行していただきたい。

- 実績報告書の記載誤りがみられるなど、履行確認のチェックが不十分であったと考えられる。今後は、記載誤りや提出期限超過などがないよう履行確認の徹底を図られたい。
- 補助金は反対給付を伴わない一方的な支出であり、かつ団体等に継続的に交付されることで既得権益化し、見直しが難しい側面がある。このため、新規に補助金交付する場合は、補助金交付の終期を設定するなど、一定期間経過後に必要性や効果により見直しが行えるような措置等について検討されたい。
- 補助金交付事業のうち近隣自治体を実施していない補助金交付については、常に交付の目的や必要性、効果について再検討し、必要な見直しが図られるよう努められたい。
- 事務事業評価シートの成果指標について補助事業の効果が評価できないものがみられた。事務事業評価は、活動指標や成果指標の数値により、事業の効率性や有効性を評価するものであるが、効率性や有効性が正確に反映される指標・数値を設定することが難しいことは理解できる。しかし今日、政策的な事業の実施についてはデータに基づくエビデンスや説明責任が求められており、今後も、適正な指標設定に努め、科学的な行政評価によって事業の見直しを図り、補助金の交付が漫然と継続されることのないよう鋭意努められたい。

3 町税の賦課徴収事務の妥当性

(1) 監査の概要

町税の税目別収納状況（前年度比較）について、税務課から現状と今後の課題について聴取した。

町税の滞納については、複数回の督促及び催告などの納付勧告を行っても納付に応じない滞納者に対して預貯金調査、生命保険・給与などの財産調査を実施し差押を執行している。その後合同公売会・インターネット公売などを通じて換価を図り、未収金徴収に鋭意努力しているとの説明があった。

(2) 監査の意見

今日の厳しい財政状況のもとで住民サービスを継続するためには、自主財源の確保が基本であり、徴収率の向上や滞納額の削減は町財政の運営及び税等の公平性の確保にとって重要な課題である。今後も引き続き滞納額の縮小に努められたい。

4 従前の指摘事項等の取組・改善状況

(1) 指摘事項に対する措置の状況

《総務課》

・人事評価制度定着のための取組

平成 31 年度中に評価者研修・被評価者研修をそれぞれ実施した。令和 3 年度に人事評価システムを導入し、人事評価の情報管理・運用の効率化を図る予定とのことであった。

・会計年度任用職員への移行状況と現状

令和 2 年 4 月の移行を滞りなく実施し、4 月 1 日現在で 213 名を雇用。常勤職員との均衡を考慮し夏季休暇、結婚休暇などの休暇の取得、期末手当、通勤手当の支給を可能としたとのことであった。

《企画政策課》

・「第 5 次苅田町総合計画」の策定進捗状況

平成 31 年度は住民アンケート調査、第 4 次総合計画の達成度の検証を行った。

令和 2 年度に担当課への説明会や成果指標の設定会議等を実施、総合計画審議会を 4 回開催し、審議会答申の後、3 月議会への報告・議決を経て令和 2 年度中の完成を予定しているとのことであった。

《財政課》

・公共施設整備の進捗状況

国の要請により平成 28 年度に策定した「苅田町公共施設等総合管理計画」に基づき、令和 2 年度までに施設の類型ごとの個別計画の策定に取り組んでいる。

平成 31 年度は計画策定のためコンサルと契約後、施設所管課を対象とした説明会・利用状況のヒアリングなどを実施し、その結果の分析・評価に基づいて「公共施設整備方針(案)」を策定し、施設の優先度を決定する予定とのことであった。

《防災・地域振興課》

・空き家対策事業の進捗状況

平成 30 年に設置された「空き家等対策庁内連携会議」及び「空家等対策協議会」において令和元年 11 月に 4 物件を特定空家に認定している。

さらに協議会に諮り策定した「苅田町空家等対策計画」を機構改革に伴い令和元年 11 月に改定したとのことであった。

《住民課》

- ・マイナンバーカード普及の取組状況

前年度に続き「休日開庁による申請受付」及び「確定申告会場での申請出張受付」（町内2箇所）を実施している。平成31年度の交付枚数は1,041枚（30年度は677枚）であった。

《子育て・健康課》

- ・総合保健福祉センター改修の進捗状況

平成31年度は屋外遊具撤去工事、施設内給湯設備改修工事を実施しているとのことであった。

《土地区画整理課》

- ・土地区画整理事業の進捗状況

与原土地区画整理事業の平成31年度末の進捗率は、工事費が60%、仮換地の引き渡し（保留地を除く）が47%とのことであった。

《農政課》

- ・農業公社の事務効率化の概要

「多様な担い手で支える営農体制」の一端を担う組織として、耕作希望者にはまず隣接耕作者や地域内の中核農家を紹介し、併せて農地中間管理機構制度の紹介を行っているとのことであった。

それでも公社への耕作依頼を希望する場合には条件を提示し、3年（3作）、町外者については3年での契約を締結しているとのことであった。

町の援助に頼らない収支均衡を目指しており、平成31年度の農業公社交付金の決算額は0円（平成30年度決算額2,000,000円）となっている。

- ・農林環境譲与税基金の用途

平成31年度に新設された基金であり、譲与税額に町単費を加え、平成31年度は荇田小学校に体育館用講義台、丸太ベンチ、本棚など10点が作成されたとのことである。

具体的な使用目的を示して基金への積立を行う必要があるため、今後も学校ほか公共施設の木質化を継続する予定とのことであった。

《生涯学習課》

- ・生涯学習基本計画策定状況

平成31年度末に「荇田町生涯学習計画基本計画（改定版）」を作成しており、計画では、平成18年度に策定された計画、現状を把握するために実施した5つの調査、第4次荇田町総合計画後期基本計画に示した基本事項7項目に基づいて①地域活性化型生涯学習の充実②総合型地域スポーツクラブを基盤とした健康スポーツの振興③生涯学習ボランティアの組織化・体系化④施設の多目的化・多機能化・利便性の向上⑤文化財の保存・継承・価値づけと文化芸術活動の推進⑥家庭教育・学校教育・社会教育が連携する次世代育成⑦人権尊重と異文化理解の促進を重点項目が策定されている。

（2）監査の意見

前回の定期監査時のヒアリング等を通じ、進捗を確認すべきと考えられる項目について、その後の取組状況について文書で回答を求めたものである。いずれも町組織の充実強化と町民の福祉に有益な取組や施策であり、今後の順調な進捗を期待したい。

Ⅱ 財政援助団体等監査

第1 監査の基本方針

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、町が財政的援助（補助金交付）を行っている団体及び公の施設の管理を行わせている団体に係る平成31年度事業について「荇田町監査基準」及び「実施要領」により重点項目を定めて監査を実施した。

第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた財政援助等に係る出納関係帳簿や通帳の写し、各種規約等の資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また、財政援助等監査における着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

1 監査等の着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか

2 監査の重点項目

- (1) 財政援助（補助金交付）団体
 - ① 補助金交付の妥当性
 - ② 財政援助団体における出納事務の妥当性
- (2) 指定管理者
 - ① 指定条件による管理運営の妥当性
 - ② 経費及び出納事務の妥当性

3 監査の対象機関及び実施期間等

- (1) 監査の対象機関
 - 荇田町観光協会【所管課 交通商工課】
 - 荇田町町民温水プール【所管課 生涯学習課】
- (2) 実施期間等
 - 令和3年1月19日～令和3年2月22日
 - ヒアリング実施日 令和3年2月9日

第3 監査の結果の概要

財政援助団体等について、重点項目に関して関係書類の提出を求め監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたことから、監査項目ごとの所見を踏まえて今後より一層、適切な事務の執行に務められたい。

第4 各重点項目の監査結果

1 財政援助団体

(1) 監査の対象

財政援助団体監査については、平成31年度に補助金を交付した次の団体を選定し、重点項目に沿って検証を行った。

団体名	苅田町観光協会
補助金の名称	観光協会助成金
H31 補助金額	8,980 千円
所管課	交通商工課

(2) 監査の結果及び意見

財政援助団体に係る監査の結果、所管課の補助金交付事務や苅田町観光協会の出納事務は概ね適正に実施されていると認められたが、次の点に留意して事務を執行していただきたい。

- 観光協会の会計処理について、科目誤りや印漏れ、支出根拠となる旅費明細や請求書が伝票に添付されていない等の事務処理が見受けられたため、今後改善について指導されたい。
- 平成31年度は会員数が17の減少となっている。観光協会の主な歳入は町補助金となっており、自主財源である会費収入の増加のためにも、会員数の増加に鋭意取り組むよう指導されたい。

2 指定管理者

(1) 監査の対象

指定管理者の監査については、平成31年度に公の施設の管理を行わせた次の団体を選定し、重点項目に沿って検証を行った。

団体名	株式会社福岡カホスイミングスクール
指定期間	平成27年度から平成31年度まで
H31 指定管理料	37,900 千円
所管課	生涯学習課

(2) 監査の結果及び意見

監査の結果、管理運営や出納事務は、基本協定等に基づいて概ね適正に執行されていると認められたが、次の点に留意して事務を執行していただきたい。

- 平成31年度は湯水対策やコロナ感染症に伴う休館等により利用者は減少している。今後もコロナ感染症の影響による利用者数の減少は続くものと予想されるが、将来的な利用者の増加や町内利用者の増加について指定管理者との協議や指導に努められたい。
- 指定管理者が受給した苅田町町民温水プールに係るコロナ感染症支援対策関連の助成金等について、令和2年度収支への計上については指定管理者と協議されたい。